

令和3年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年7月27日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 9名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式・一部変更）
 - ⑦ 農地転用許可に係る権限移譲について
 - ⑧ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第7回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんをお願いしたいと思っております。宜しく申し上げます。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますので、よろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～3号 3件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から3号につきましては、皆さんへの報告という事でご了承して頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第4号～9号 6件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議長

それでは、説明が終わりましたので議案4号から参ります。議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

はい、1番坂本です。4号議案について説明します。

この二人は夫婦ですので、別に問題ないと思います。そう回答しました。

宜しく申し上げます。

議長

今、説明が終わりましたけれども、この案件につきましてご質問がある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この4号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認する事に致します。

続きまして議案5号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

はい、それでは11番佐藤です。5号議案につきまして説明致します。

場所は淵の上淵という所でありまして、渡人と受人につきましては親子の関係であります。親子間贈与という事でありまして、渡人の方は高齢であるため受人の方が草刈りなど今も帰ってやっておりますので別に問題はないんじゃないかなって事で、判断しましたので、皆さんの見解を宜しくお願い申し上げます。

議長

はい、それでは議案5号の案件、ご質問のある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案6号ですが、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明をお願いします。

2番 竹内 正敏 委員

6番の議案についてご説明致します、竹内です。

申請事由にありますように過去の契約に基づき所有権移転するって事になっております。渡人と受人はご親戚の方でありまして、口約束をされていた様です。

今回、税金が発生するとか高齢により管理が難しくなりましたので、受人に贈与し

たいという事でお話を伺っております。
別に問題はないと思いますので、宜しくお願いします。

議 長
議案 6 号につきまして、質問がある方お願い致します。
(ありません。)
質問がない様ですので、この 6 号案件、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案 7 号から 9 号につきましては、8 番の佐藤孝雄委員さんが会議規則第 12 条により議事参与制限を受ける事になりますので退席ですが、今日は欠席でございますので、このままいきます。それでは、説明の方を事務局の方からお願い致します。

事 務 局
はい、7 番から 9 番まで同一の方の議案ですので、一括して説明させていただきます。この議案については、日程 1 の合意解約が出た分の 3 条の所有権移転の許可申請となっています。受人は挾間町小野の方で畜産をやられておりまして、この今回申請があがっているそれぞれの土地を利用権設定を借りて今まで耕作をしてました。で、その分を購入したいという事で、利用権を解約をしまして所有権移転の許可申請という流れで出てきています。今まで耕作をされていた方という事でありますので、経営能力等問題ないと考えておりますので、宜しくお願いします。

議 長
それでは、議案 7 号から 9 号につきまして、一括してご質問があればお願いします。他に質問はないでしょうか？
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この議案 7 号から 9 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第 3 「農地法第 5 条の規定による一時転用の許可申請について」
(議案第 10 号 1 件)

議 長
続きまして、日程第 3 農地法第 5 条の規定による一時転用の許可申請について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第 3 農地法第 5 条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは、議席番号 5 番 江藤 国子委員から説明の方お願いします。

5 番 江藤 国子 委員

それでは、10号説明させていただきます。字図は2ページになります。

場所は、国道210号線を高速道路の湯布院ICに向かって行く途中の燻家さんを右に入って行った集落の所になります。

ここに九州電力の鉄塔が建っているんですが、今現在建設中のメガソーラーの電気をここに引っ張って繋ぐ事になってまして、そのソーラーが大きいので変電所を一回通さないとこれに繋げないという事なので、この隣に工事予定場所が変電所になります。これを建てるにあたって、資材置場が必要なので今回の一時転用の申請となりました。

それで、砂利等が田んぼや畑に進入しない様に対策をちゃんと立てる事となってまして、半年したらまた元の状態に戻してくれるという事なので、特に問題ないかと思われれます。以上です。

議 長

それでは、説明が終わりましたけれども、この議案10号につきましてご質問があればお願い致します。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第11号～14号 4件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案11号からですが、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明致します。

挾間町古野、県道から北の方にちょっと入った所にあたるんですが、周囲は住宅が建て込んでおりまして、地図は5ページからですかね、ご覧ください。

渡人から受人の会社の譲渡、6区画の分譲地と聞いております。審議の方宜しくお願い致します。

議 長

はい、説明が終わりましたけれども、この11号の案件につきましてご質問がある方はお願い致します。

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この11号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、この案件も4番の大野重利委員さんから説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明致します。

これも挾間町古野、県道からやっぱり少し入った所に位置しますが、地図では9ページからご覧ください。これも8区画の分譲地をするという事になっています。周囲は住宅が建て込んでおります。審議の方、宜しくお願いします。

議 長

はい、それではこの12号の案件 ご質問がある方はお願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この12号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、私の方(7番 縣 次男委員)から説明致します。

7番 縣 次男 委員

15ページをお開きください。湯布院の見成寺というお寺がある近くの農地でございますが、私が見に行った時も日当たりが悪くて、今まで誰かに、私もそこは確認しなかったんですけど、人に作ってもらっていたんですけども断られたという事で、持ち主も遠くにいてまた人を探すのも大変という事で、受人と話が出来て相談して今回に至った様でございます。

周りの人も皆さん私も聞いて回ったんですけど、皆さんOKしておりましたので、今回はこびになりました。

議 長

この案件につきまして、ご質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。16ページの地図の浄化槽の排水先が、排水管の接続(自治会管理)と書いてあるんですけど、おそらく湯布院の中で自治会が管理した排水先とかなと思います。だから多分水路組合が管理してるとは思いませんか?と思うんですが、もし排水先の同意か何か付いて、自治委員さんの同意が付いてるのであれば、それは間違いではないか?という

事が1つ。

それとこれは農転の中で云々言われる事ではないと思うんですが、1000㎡以上ですので、湯布院の潤いのある町づくり条例にかかってくると思うので、出来ましたら都市景観推進課にアドバイスのお願いしたいと思うのは、丁度あの左側の下の角っこの所に生垣をしていると思うんですが、要するここ道がかなり狭いんですね。割りと車が通るのでここ全く見えない状況になってしまうと、事故が多分多発するのではないかと。まあちょっとそこまで心配せんでもいいのかな？と思いながら心配してるんです。だからそこをなんかこう回避出来る様なそこだけフェンス張りにするとか、ちょっと建物の位置を上の方にずらすとかかなり空地があるみたいですので、なんかそのへんの配慮ができないかなという風に都市景観課の方にお話しをしていただきたい、という2点です。

事務局

まず排水についてなんですけど、申請書を確認すると乙丸3自治区の区長さんからの同意という事で一応付いています。うちの方としては、正直排水管を把握出来てないので同意が取れてるという事で受け付けたしだいではありますが、まあこれについては・・・

3番 高田 英 委員

道のところを流れてる水路があるから多分水路組合はあると思うんですが。私が前にこの近くの案件を受けたときに当時の組合長に話に行ったことがあるんであると思います。まあこれは確認してください。

事務局

町づくり条例にかかるので、浄化槽排水についてはおそらく環境課あたりがより詳細に突っ込むところだと思うのでとり逃がす事はないと思うんですが、うちの方としてはそこ合わせてより確認する様に対応させてもらいたいと思います。

それと生垣については、併せて助言というか言われたのでという事で伝える事はしようかなと思いますので、一応そう言う事でお願いします。

議長

他にご質問はないでしょうか？

質問がない様でございますので、この議案13号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、説明者が欠席ですので事務局から説明の方お願い致します。

事務局

議案の14号です。資料の18ページからが地図等になっております。

場所としては、挾間の向之原駅から旧道を大分方面に向かいまして、踏切を渡りローソンの方へ向かう水路沿いの道を過ぎた所、自治区でいうと鶴田地区になるかと思うんですが、道沿いの旧道沿いの所になっております。地目は農地なんですが、現状長年耕作されておらずなれば空地の様な状況になっておりまして、周りが完全に宅地に囲まれている様な農地でありました。

そこで、2区画の分譲地として造成をして販売したいという事で申請が出てきたものがあります。まあ都市計画区域内用途地域である事から特別問題はないと考えておりますの

で、宜しくお願いします。

議 長

はい、それでは説明が終わりましたけど、ご質問がある方はお願い致します。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この14号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5「農地転用許可に係る権限移譲について」

(議案第15号 1件)

議 長

続きまして、日程 第5 農地転用許可に係る権限移譲について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農地転用許可に係る権限移譲について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたけれども、議案15号の権限移譲につきましてご質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この15号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第16号 1件)

議 長

続きまして、日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

では議案16号ですが、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

この案件 継続案件でございますので、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）（一部変更）」
(議案第17号 1件)

議 長

続きまして、日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）（一部変更）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）（一部変更）、議案朗読説明。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、ご質問がある方はお願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この17号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。